JC 輸送サービス規約

第1条 目的

本規約は、当社(以下、JCという)が運営する JCPACK における JCAA 代行サービスを通じて会員が AA 会場において落札、又は会員が希望する AA 会場に出品する車両(以下、相称し「AA車両」という)、及び自らが保有する車両(以下、「自己保有車両」という)に関し、JCが提供する第一種貨物利用運送事業及びそれに附帯する事業(以下、本件業務)について定める。

第2条 定義

- (1). 自動陸送とは、会員がJCAA代行サービスを通じてAA会場において会員車両を落札、 出品する場合に、JCがJCPACKのサービスとして陸送手配するサービスをいう。
- (2). 手配陸送とは、会員が自ら保有する、又は自ら購入した車両を、JC に対して陸送サービスを依頼するサービスをいう。
- (3). 自社陸送とは、会員の自らによる陸送または自らが陸送会社を手配して陸送することをいう。

第3条 本件業務の範囲

本件業務の輸送業務に関しては、以下の通りとする。

- (1). 会員が別途指定する区間の利用運送業務
- (2). 前号に定める業務に付帯する業務で会員と当社が合意した業務

第4条 適用範囲

本件業務は、この規約の定めるところによるものとし、この規約に定めのない事項に関しては、法令又は一般の慣習によるものとする。

第5条 会員による本件業務の利用

- 1. JCAA 代行サービス利用する会員は、会員車両の陸送手配については原則 JC が提供する本件業務を利用しなければならない。
- 2. 会員はAA会場にて車両を落札した場合、落札翌日(落札日が土曜日の場合は、翌週月曜日)の午前10時まで(以下、「指定時間内」という)に当該車両の陸送先をJCPACKサイト上に指定しなければならない。指定時間内に会員による陸送先の指示がない場合、JCは会員が予め選定した陸送先へ陸送手配を実施する。
- 3. 会員は自らのポス等で JCPACK サービス以外で車両を AA 会場にて落札し、JC に手配陸送を申し出、JC が認めた場合、AA 会場の定める搬出期限までに JC が AA 会場

- から車両を搬出できるよう協力しなければならない。
- 4. 前2項に関し、AA 会場の搬出遅延ペナルティは発生した場合、会員はその支払いを 拒めない。
- 5. 納車先が日曜、祝日等のスケジュール又は、納入先ヤードの混雑状況等により納車が 困難な場合、予めその旨を通知の上、JC の判断で別途 JC が定めた保管場所にて一時 保管をする場合がある。その場合、会員はその保管料金を支払わなければならない。
- 6. JC は、会員から車両内に保管されている交換用タイヤ、取扱説明書、AA 会場の出品 票及び落札明細等の搭載物の処分を依頼された場合、JC はベストエフォートベース でのサービス提供とし、その処分に費用が発生する場合、会員はその支払いをしなければならない。

第6条 自己陸送

- 1. 会員は JCAA 代行サービスを通じて落札した車両を自社陸送希望する場合、JC の請求に基づき、車輌代金等の支払いを JC に対して完了させ、且つ、JC が認めた場合、会員は自社陸送を行うことができる。
- 2. 前項の場合、AA 会場の定める搬出期限までに AA 会場から車両を搬出しなければならい。搬出遅延によるペナルティは、会員の負担とする。
- 3. 会員は、自社陸送を行うに際しては道路交通法を遵守するように努め、陸送中に生じた車両故障、不具合、事故、道路交通法による罰則等について、自らの責任で対処しなければならない。
- 4. 会員は、名義変更前に、事故や道路交通法違反が発生した場合、必ず速やかに JC に対してその状況を申告しなければならない。この場合、JC は会員の当該報告を AA 会場へ伝え、AA 会場の裁定の結果を会員に伝えるものとする。
- 5. 会員は、AA 会場の裁定に従わなければならない。

第7条 料金

- 1. 本件業務に対する基本料金は、別途定めるものとする。
- 2. 前項の料金は、経済情勢の変動、燃料の高騰、公租公課の変更、その他の合理的事由 により不相当との判断に至った場合、会員に連絡のうえ改定することができるものと する。
- 3. 会員による申込み後、会員の都合によるキャンセルにより、別途キャンセル料金が発生する場合は、会員はその請求を拒めない。
- 4. 会員がJCAA代行サービスの利用がなく本件業務の申し込みがある場合において、JC 又は運送事業者が車両状態の確認点検を行った結果、予め会員からの申告と異なる場合、JC は、見積金額、見積料金、基本料金を変更できるものとする。この場合の会員によるキャンセルは、別途キャンセル料金を請求する場合がある。
- 5. 輸送途中における燃料不足、オイル漏れその他輸送上において障害が発生する事由が

車両に発生し、輸送を実行するために追加費用が発生した場合、JC はその内容を説明の上請求できるものとし、会員は速やかにその支払いをしなければならない。

6. JC が、車両の保管又は作業、その他運送事業に付帯する業務等を引き受けた場合の 料金は、別途協議の上決定する。

第8条 料金の請求及び支払い

- 1. JC は、引渡し前もしくは、別途定める期日までに、会員から、運賃、料金等および 当社が車両運送にともない別途負担した費用等を収受するもとする。
- 2. 前項の場合、運賃、料金等の額が確定しないときは、その概算額の前払いを受け、運 賃、料金等の確定後会員に対し、その過不足を払い戻し、又は追徴することがある。

第9条 引受拒絶

JCは、次の各号に該当する場合には、本件業務の引受けを拒絶することがある。

- (1). 本件業務の申込みが、この規約によらないとき
- (2). 本件業務に適する設備がない等、JC による輸送が困難と判断したとき
- (3). 本件業務に関し、会員から特別の負担を求められたとき
- (4). 車両が道路車両運送法等の法令に違反しているとき
- (5). 本件業務が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき
- (6). 天災その他やむを得ない事由があるとき
- (7). 車両が高額車両であるとき
- (8). 当該車両に貴重品、経済的価値を持つ物、爆発・発火、放射能汚染その他輸送上の危険を生ずる虞のある危険物等の積載物が搭載されているとき

第10条 留置権の行使

JC は、車両に関し会員が、第7条に定める料金を所定の期日までに支払わなかったときは、その支払いを受けなければ、車両を引き渡ししないものとする。

第11条 指図の催告

JC は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、会員に対し、相当の期間を定める車両の 処分につき、指図すべきことを催告することがある。

- (1). 荷受人を確知することができないとき。
- (2). 本件車両の引渡しについて争いがあったとき。
- (3). 荷受人が、本件車両の受け取りを怠り、若しくは拒み、又はその他の理由によりこれを受け取ることができないとき。

第12条 引渡し不能の車両の保管

- 1. JC は、荷受人を確知することができない場合又は前条の場合には、会員の費用(以下、「保管費用」という)でその車両を JC 指定の車両保管場所に保管することがある。
- 2. JC は、前項の規定により車両を保管したときは、遅滞なく、その旨を会員に対して 通知する。
- 3. JC は、第1項の規定により車両を保管した場合において、運賃、料金等及び保管費用の弁済を受けるまで当該車両を留置することがある。

第13条 引渡し不能車両の処分

- 1. JC は、第 11 条の規定により会員に対し催告をした場合において、会員が指図をしないときは、当該車両を競売、第三者への売却等により処分することがある。
- 2. JC は、前項の規定により処分をしたときは、遅滞なく、その旨を会員に対して通知 する。
- 3. JC は、第 1 項の規定により処分をしたときは、その代価をもって運賃、料金等、催告および競処分に要した費用、車両保管費用に充当し、不足があるときは、申込人にその支払いを請求し、余剰があるときは、これを会員に交付し、又は供託するものとする。

第14条 危険品の処分

JC は、第9条8号に規定する積載物が搭載されている車両を引き受ける場合、会員は JC に対して、予め、積載物の品名、その性質及びその他の必要事項を書面またはメール にて報告しなければならない。

第15条 本件業務の運送責任の範囲

- 1. 本件業務について、JC が会員に対して負う運送人としての責任は、会員が JC に別途指定する区間の範囲に限られるものとする。
- 2. 輸送契約の完了は、本件車両を会員指定の納車時立会人、または代理の納車時立会人に引き渡した時点とする。

第16条 送り状等の記載不完全等の責任

JC は、手配確認書等の記載又は会員の申告が不実又は不備であったために生じた損害について、その責任を負わない。

第17条 損害賠償及び免責事項

- 1. 本件業務遂行中に、JC の故意又は重過失によって車両に汚損、毀損及び紛失などの 損害を会員に与えた場合、JC は次条に定める金額をを上限とし、その損害を賠償す る。
- 2. 次の事由による車両の滅失、毀損、延着その他の損害については、損害賠償の責任を

負わない。

- (ア) 正常な輸送中に発生したエンジントラブル、ミッション不良等の機能上、構造上 の故障及び摩耗劣化に起因する損害及び天変地異等の不可抗力
- (イ) 会員の指定する場所に JC が車両を引き渡した後に、会員が JC に対して、損害 が発生した旨の通知をした場合
- (ウ) 車両の性質の欠陥、製造上の原因による外観品質の欠陥、自然消耗による経時劣化、タイヤのパンク・亀裂・破裂・損傷・劣化、油脂類不足・消耗品劣化による機関損傷、ガラスのヒビ・割れ、機関・バッテリー上がり・電装品の一切の不具合、消耗、内外装の一切の汚れ・劣化、外装品の走行中の落下・紛失・盗難、内装品・積載物の紛失、虫害、雹害又は鳥害による損害
- (エ) 走行車両からの落下物・飛び石・跳ね上げ物、動物の衝突、当て逃げ事故、ガス・水道・油類・工場・危険物等の爆発事故、建造物からの落下物や倒壊事故、重機等の転倒事故、航空機部品・機体又は航空機からの落下物、塗料・有害物質の付着による損害
- (オ) 人名救助に関わる事態に生じた損害
- (カ) 地震、津波、大水、高潮、暴風雨、地滑り、山崩れ、竜巻、台風、噴火、火災、 落雷、雪崩、洪水、冠水、落石、落雪、倒木、黄砂、土石流等、同盟罷業、法令 または公権力の発動におり生じた損害
- 3. JC 及び JC が指定する陸送会社は、車両状態確認書に記載の内容を保証しない。
- 4. 車両状態確認書には補修跡、加修跡、タッチペン等による軽微な補修跡等について記載しない。

第18条 損害賠償の額

- 1. 車両に滅失・毀損があった場合の損害賠償の額は、車両引渡予定日の到達地における市場流通価格に基づき、これを定める。
- 2. 前項の規定により、当社が賠償する金額は400万円を上限とする。
- 3. 第一項の場合において、車両の到達地の価額又は損害額について争いがある場合は、 公平な第三者の鑑定又は評価によりその額を決定する。
- 4. 故意又は重過失により車両が延着した場合の損害賠償の額は、運賃、料金等の総額を限度とする。
- 5. JC が責任を負う場合の損賠賠償の額は、当該車両の現状復帰又は滅失・毀損によって直接かつ現実に生じた損害とし、当該車両の売却等によって生じた間接の損害はこの限りではない。

第19条 時効

1. JC の損害賠償責任は、荷受人又は納車立会人が車両を受け取った日から一年を経過したときは、時効によって消滅するものとする。

2. 前項の期間は、車両の全部滅失の場合においては、その車両を引渡すべきであった日からこれを起算する。

第20条 クレーム

会員は、JC 又は JC が指定する陸送会社による陸送に関してクレームがある場合は、車両納入時に、陸送運転手に申告し、以後の手続きは JC の指示に従わなければならない。

第21条 秘密保持

会員及びJCは、本件業務に関連して知りえた相手方の経営上、業務上、営業上又は技術上の秘密を、第三者に開示又は漏洩してはならず、また本件業務の目的以外に仕様してはならない。

第22条 善管注意義務

JC は、本件業務の実施にあたり、善良なる管理者の注意義務をもって業務を遂行するものとする。

第23条 債権譲渡

JC は本件業務に関する会員に対する債権を第三者に譲渡することができるものとする。

第24条 損害賠償請求

JC は、会員の故意又は過失によって生じた損害について、会員に対して賠償請求する場合がある。

第25条 その他

- 1. 会員は、自動陸送において、個人宅、自らと無関係な店舗もしくは場所、車両の売買に無関係な店舗もしくは場所へ納車するよう指示してはならない。
- 2. 会員は、JC 及び JC の指定する陸送会社が引取り又は納車を行えない場合は、JC の 指示に従わなければならない。
- 3. JCは、会員の落札した車両をJC及びJCの指定する陸送会社においても輸送が行えない場合には、当該会員のJCPACK利用を制限することができる。

第26条 解除

- 1. 会員又は JC は、相手方が次の各号のいずれかに該当する事実が発生したときは、相手方に対する何らの催告を要することなく、直ちにこの約款の全部又は一部を解除することができる。この場合、相手方に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちにその債務の全額を相手方に支払うものとする。
 - (ア) 監督官庁より営業停止又は事業許認可若しくは登録の取消処分を受けた時

- (イ) 自ら振出した手形若しくは小切手を不渡りとし、又は支払停止の状態に至った時
- (ウ) 仮差押・仮処分、民事執行(競売含む)の申し立て、又は公租公課につき滞納 処分を受けた時
- (エ) 破産・民事再生・特別清算・会社更生の申立てを受け、又は自らこれらの申立 てをしたとき
- (オ) 解散・合併又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡により、この約款の履行が困難であると認められる時
- (カ) 資産、信用又は事業に重大な変化が生じ、この約款の履行が困難になる虞があると認められる時
- (キ) 当社又は会員に対する不正・不当な行為又は名誉・信用を毀損する行為をなし た時
- (ク) この約款に違反し、催告しても違反を是正しない時。
- 2. 前項の定めは、相手方に対する損害賠償の請求を妨げないものとする。

第27条 協議

この規約に定めのない事項並びにこの規約の条項の解釈に疑義が生じたときは、その都度 会員及びJCは誠意をもって協議して解決する。